



森林経営管理制度 市町村業務マニュアルⅣ

～市町村森林管理技術マニュアル～

令和3年（2021年）3月

長野県林務部

森林経営管理支援センター



マニュアル作成にあたって

「森林経営管理制度市町村業務マニュアルⅣ ～市町村森林管理技術マニュアル～」(以下「本マニュアル」という。)は、平成31年4月からスタートした森林経営管理法に基づいて森林経営管理制度を運用する市町村を支援するために作成したものです。

市町村では、森林経営管理制度により、森林所有者の意向を調査し、現に森林管理が行われていない森林を必要に応じて管理することになります。林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を図ります。

一方、自然条件に照らして林業経営に適さない森林は、市町村自らが「市町村森林経営管理事業」として、適正かつ低コストで長期間にわたって森林を管理することが必要です。

市町村森林経営管理事業の対象となる森林は実際に「どのような森林なのか」を考える必要があります。また、「森林経営管理制度に係る事務の手引」などでは、これらの森林を「間伐を繰り返して複層林化する」、「間伐により長伐期施業を実施する等、その森林の自然的条件等の状況を踏まえた施業方法」とありますが、実際にはどのようにすればよいのかなど、手探りの状況にあります。

そこで、市町村が管理する森林について、森林の適正な管理を推進していただくことを目的として、本マニュアルを作成しました。

本マニュアルの本文及び様式は、長野県のホームページ（長野県林務部森林政策課森林経営管理制度：<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kanriseido.html>）にて掲載します。

なお、本マニュアルは、令和3年（2021年）3月現在に適用される内容です。今後、新たな技術的な知見や要綱等の改正により内容が変更となる場合があります。

また、技術的なサポート等が必要な場合は、長野県林業総合センターまたは地域振興局林務課にお問い合わせください。

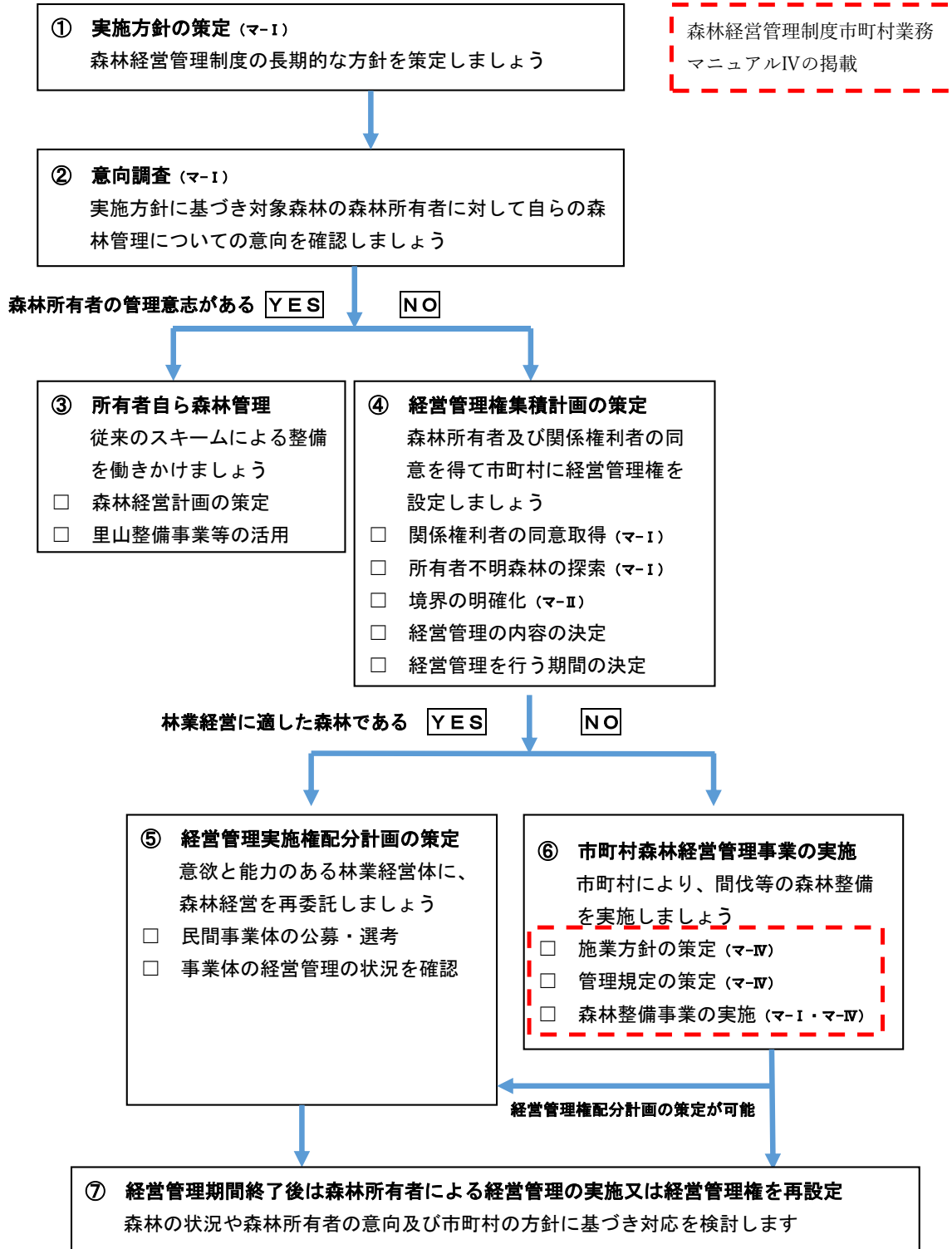




森林経営管理制度チェックフロー図

～林野庁及び長野県森林経営管理支援センター発行のマニュアルの活用について～

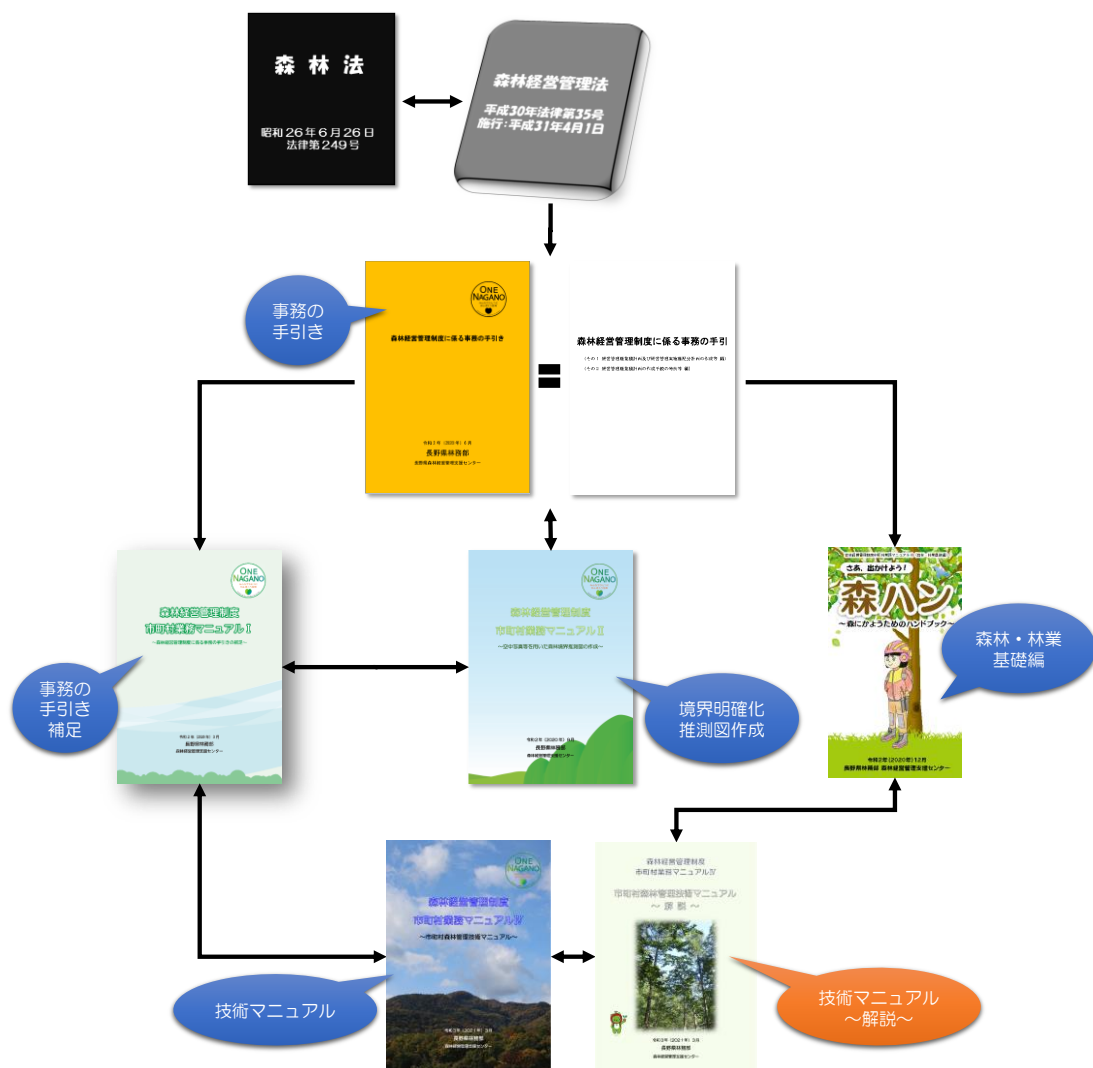
〈フローチャート〉



※既マニュアルは次ページ参照



- 📖 森林経営管理制度に係る事務の手引き他（林野庁発行）----- 略称「手引き」
- 📖 森林経営管理制度市町村業務マニュアルⅠ（2020.3発行）----- 略称「マ-Ⅰ」
～森林経営管理制度に係る事務の手引きの補足～
- 📖 森林経営管理制度市町村業務マニュアルⅡ（2020.9発行）----- 略称「マ-Ⅱ」
～空中写真等を用いた森林境界推測図の作成～
- 📖 森林経営管理制度市町村業務マニュアルⅢ（2020.12発行）---- 略称「マ-Ⅲ」
～森林・林業基礎編～
- 📖 森林経営管理制度市町村業務マニュアルⅣ（2021.3発行）----- 略称「マ-Ⅳ」
～市町村森林管理技術マニュアル～





マニュアルの構成

本マニュアルは、森林経営管理法第 33 条の「市町村森林経営管理事業」の森林を、“どのように管理して行くか”について記載しています。

第 I 章 市町村森林経営管理事業


市町村が管理をする森林経営管理法第 33 条に示された「市町村森林経営管理事業」について。

第 II 章 市町村管理森林の施業指針

管理する森林の目標林型と、その森林の目標林型への誘導方法等の施業指針について。

第 III 章 市町村が管理する森林の森林管理規定

市町村が管理するための管理規定と、管理に必要なモニタリング等の参考様式(書式)について。

本マニュアルの具体的な内容は、別冊の「市町村森林管理技術マニュアル ～解説～」(以下「～解説～」という。)に取りまとめています。本文中に  ～解説～第〇章〇〇ページとして参照のページを示しています。また、～解説～には森林の調査法等も掲載しています。本マニュアルと～解説～を参照していただきながら活用してください。

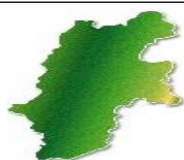


“森ハンナビゲーターの
“nonoko”

～解説～
とセットで活用
してください



別冊：市町村森林管理技術マニュアル ～解説～



マニュアルの検索

市町村森林経営管理事業を詳しく知りたい

第 I 章
2~3
ページ

対象となる森林は?

第 I 章
4~5
ページ

対象となる森林に
求められる機能は何?

第 I 章
6~10
ページ

森林を管理する期間と
管理する森林の施業は?

第 I 章
11~12
ページ



対象となる
針葉樹人工林は?

第 II 章
14~17
ページ

目標林型は何?

第 II 章
18~21
ページ

針広混交林は何?

第 II 章
22~24
ページ

針広混交林は
どうやって誘導するの?

第 II 章
24~29
ページ

知りたい項目を
選んでください
第 I 章と第 II 章

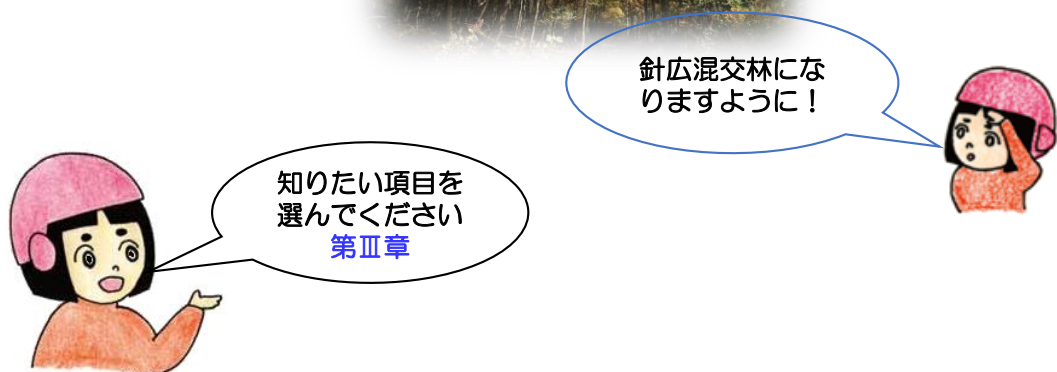
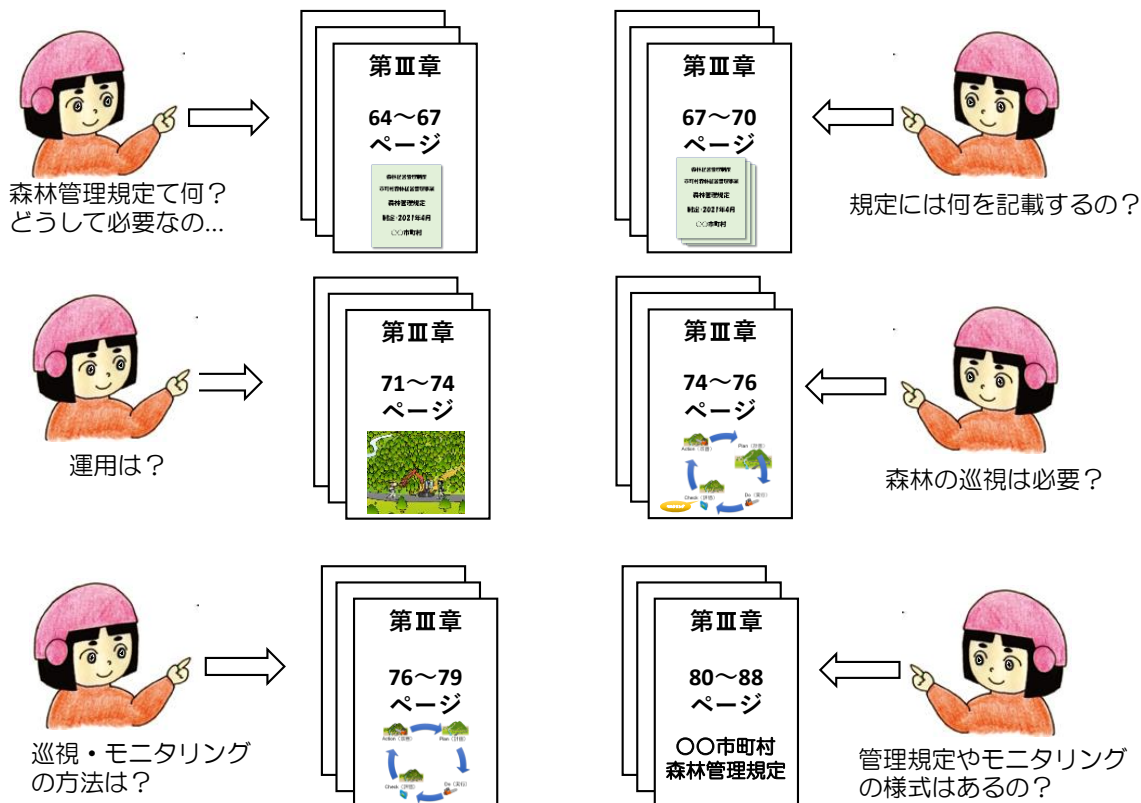
針広混交林に
するための施業は?

第 II 章
29~34
ページ



<p>防災・減災・水源涵養機能を高める施業方法は？</p>	<p>第II章 34~40 ページ</p>	<p>第II章 40~44 ページ</p>	<p>生活環境に密着する森林の目標林型と施業は？ 動物被害や松くい虫被害？</p>
<p>森林を楽しむ場所の整備は？</p>	<p>第II章 45~48 ページ</p>	<p>第II章 48~50 ページ</p>	<p>竹やツルの整備は？</p>
<p>広葉樹林は？</p>	<p>第II章 51~53 ページ</p>	<p>第II章 54ページ</p>	<p>自然に任せる森林はあるの？</p>
<p>長伐期施業は何？</p>	<p>第II章 55~57 ページ</p>	<p>第II章 58~62 ページ</p>	<p>施業計画はどうやって作るの？</p>





もくじ

マニュアル作成にあたって	①
森林経営管理制度市町村チェックフロー図	②～③
マニュアルの構成	④
マニュアルの検索	⑤～⑦

第Ⅰ章 市町村森林経営管理事業

I-1 市町村森林経営管理事業	・・・ 2
I-2 市町村森林経営管理事業の対象となる森林	・・・ 4
(1) 林業経営に適する森林と適さない森林	・・・ 4
(2) 林業に適しているが経営管理実施権を設定できていない森林	・・・ 5
I-3 林業経営に適さない森林に求められる機能	・・・ 6
(1) 林業経営に適さない森林はどのような森林が多いのか	・・・ 6
(2) 防災・減災に資する森林	・・・ 8
(3) 水源涵養に資する森林	・・・ 9
(4) 生活環境に資する森林	・・・ 9
I-4 森林の管理期間と施業	・・・ 11
(1) 森林を管理する期間	・・・ 11
(2) 管理する森林の施業	・・・ 11

第Ⅱ章 市町村管理森林の施業指針

II-1 市町村森林経営管理事業の対象となる 針葉樹人工林	・・・ 14
(1) 代表的な針葉樹人工林	・・・ 14
(2) 未整備や間伐遅れの森林	・・・ 16
II-2 市町村森林経営管理事業の目標林型	・・・ 18
(1) 目標林型とは	・・・ 18
(2) 目標林型を考える上での時間軸	・・・ 19
(3) 市町村森林経営管理事業の目標林型	・・・ 20
II-3 針広混交林への誘導	・・・ 22
(1) 針広混交林の定義	・・・ 22
(2) 複層林の定義	・・・ 23
(3) 針広混交林への誘導	・・・ 23
II-4 針広混交林への誘導方法の判定	・・・ 24
(1) 誘導方法の判定フロー	・・・ 24
(2) 森林の把握	・・・ 26
(3) 広葉樹が生育している	・・・ 27
(4) 近くに広葉樹がある	・・・ 28



(5) 広葉樹がなく、近くにも広葉樹がない	28
(6) 期待する広葉樹	29
II-5 針広混交林化に必要な間伐・抜き切り・皆伐	29
(1) 間伐	29
(2) 針広混交林化に必要な間伐・抜き切り	30
(3) 間伐・抜き切り施業時の留意事項	32
(4) 皆伐	33
II-6 主に求める機能別の施業方法	34
(1) 山地災害の防止	34
(2) 水源を守る	38
II-7 生活環境に資する森林の目標林型と施業	40
(1) 野生獣害対策対タイプ	40
(2) 病虫害対策タイプ	42
(3) 森林空間利用タイプ	45
(4) 快適環境形成タイプ	48
II-8 広葉樹林の施業	51
(1) 広葉樹林	51
(2) 目標林型	51
(3) 対象樹種	52
(4) 基本的な施業	52
II-9 自然の力に委ねる森林	54
(1) 自然の力に委ねる森林	54
(2) 生物多様性の保全を図る必要がある森林	54
II-10 経営管理実施権を設定できない森林の施業	55
(1) 長伐期施業の定義	55
(2) 目標林齢	56
(3) 長伐期施業の留意点	56
II-11 施業計画	58
(1) 森林の調査	59
(2) 成長予測	59
(3) 密度判定	59
(4) 光環境の予測	60
(5) 施業計画	60

第三章 市町村が管理する森林の森林管理規定

III-1 管理規定の整備	64
(1) 森林管理規定とは	64
(2) なぜ、森林管理規定が必要か？	64
(3) 森林管理規定の選択	66
(4) 森林管理規定に必要な事項	67
III-2 森林管理規定の運用	71
(1) 運用	71

(2) 森林経営管理事業の実施方法	73
Ⅲ-3 森林の巡視	74
(1) 巡視の必要性	74
(2) 巡視の運用	75
(3) 巡視の方法	76
(4) 巡視・モニタリングの委託	79
(5) 巡視実施要領と巡視（モニタリング）記録簿	79
〇〇市町村森林管理規定（例）	80
巡視（モニタリング）実施要領（例）	86
森林巡視記録簿（例）	87
森林被害報告（例）	88



【針広混交林】

昭和 29 年頃から有用広葉樹を残して造林を行うなど針広混交林、複層林施業を継続的に
行っている 2～115 年生の森林（大田市）。

樹種構成：樹種 1：広葉樹（59%）・樹種 2：スギ（12%）・樹種 3：カラマツ（3.9%）

広葉樹は全て天然生で、トチノキ、ホオノキ、コシアブラ、ミズナラ、クリ等

※樹種構成（%）は樹種本数割合